

# 博物館だより



No.106

平成27年6月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行  
福岡県京都郡みやこ町豊津1118  
(みやこ町役場豊津支所内仮事務所)  
TEL 0930-33-4666

みんなおいでよ!

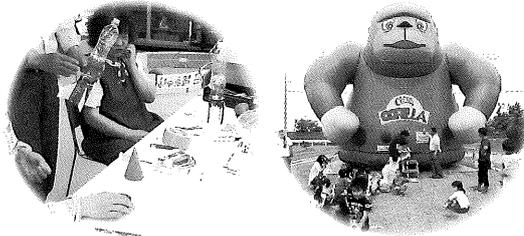


## 第4回 豊前国府まつり



とき：6月7日(日) 10時～15時

ところ：豊前国府跡公園 芝生広場 (みやこ町国作)



\*\*\* 主なイベント \*\*\*

★子どもイベント広場(ペットボトルロケット・バルーンアートづくり、ふあふあ体験[要実費])

★野外ステージイベント(文化協会 ほか) ★ミニ学習コーナー ★出店 など

■お問い合わせ先■ 豊前国府まつり実行委員会(生涯学習課文化係[歴史民俗博物館] 電話:0930-33-4666)

### 博物館友の会 20年目の「おかげさま」と あらためての「おさそい」

みやこ町歴史民俗博物館友の会  
は「ふるさとを楽しく学ぶ」を  
モットーに、平成7年以降、博物  
館と共にさまざまな文化イベン  
トや学習活動を行ってきました。  
おかげさまで今年は発足20年目  
となることから、次のような記念  
事業を企画しました。皆さんふる  
つてご参加下さい!

○主な記念事業(開催月)

・バスハイク(8・11・3月)

・朝倉市秋月・山口県萩市など

・歴史文化カレッジ講演会&

みやこ町古墳まつり(10月)

・伝統芸能鑑賞会

「筑前博多独楽」公演(3月)

なお、友の会は活動の一層の充  
実と継続のため、より多くの仲間  
を募りたいと考えています。

関心のある方ならどなたでも参  
加いただけます。この機会にあな  
たもぜひ、ご入会下さい!

♪入会方法

博物館仮事務所(豊津支所2  
階)の窓口で会費を納め、登録  
手続きをして下さい。

登録後はさまざまなイベント  
等の案内をお届けします。

♪年会費

個人会員 3,000円

家族会員 1名2,000円

※年度途中の新規入会は月割会費

♪お問い合わせ先

博物館友の会事務局

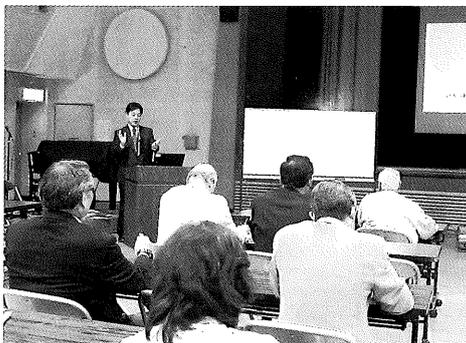
(豊津支所2F・博物館仮事務所内)

Tel 0930-33-4666

### 5月の業務日誌から

5月9・10日(土・日)、生立八幡神社山笠  
行事の際、博物館の撮影班がお邪魔しまし  
た。リニューアル後の博物館で祭の様子を  
紹介する新展示を企画しているため、多  
くの皆さんのご協力をいただきました。

5月17日(日)、豊津公民館で博物館友  
の会の定期総会が開かれました。発足20  
年目となる今年は様々な記念事業と共に  
より多くの会員を募り、会と活動のさら  
なる発展を期すことを確認しました。



▲総会後の記念講演「江戸時代の旅人たち」



▲山笠の迫りに圧倒されながら映像記録する撮影班

# みやこの歴史発見伝 82

古文書が語る村の生活と文化

20

## 小倉藩の目安箱

### 投書のルール

左の【史料】は、天保六年（一八三五）、小倉小笠原藩（以下、小倉藩と呼ぶ）が領内六カ所に設けていた目安箱の脇に、郡代（農

村支配を担当する最高位の役職）の名で、新たに掲示された訴状（投書）の投入要領（ルール）です。以前から、目安箱の脇には要領が掲示されていたのですが、こ

### 【史料】

一、上の御為、下の為筋二  
相成候義者すみやかに  
申出へし  
一、役筋分申触候事二も  
悪敷存候儀、其外諸役  
人并村々庄屋等に到迄  
善悪遠慮なく申出べし  
一、私の意趣を以、人のさ  
またげになる事者申出  
べからず  
毎月廿八日改候事  
右之通存付之儀、此箱ニ  
書付入へし、名書無シニ  
も苦しからず、右之外如  
何牀之儀ニも存付候事者  
書付入候事  
天保六年十二月 郡代  
（長井手永大庄屋  
天保六年日記  
十二月十八日条）

### 【解説文】

#### 條々

- 一、上の御為、下の為筋二 相成候義者すみやかに申出へし
- 一、役筋分申触候事二も 悪敷存候儀、其外諸役人并村々庄屋等に到迄善悪遠慮なく申出べし
- 一、私の意趣を以、人のさまたげになる事者申出べからず

の時、それを改定したのでした。改定前の文面が不明のため、何が改められたのか分かりませんが、改定後の要領である【史料】を現代語訳すると次のとおりです。

- ① 藩のため、また領民のためになることは速やかに投書せよ
- ② 役所の申し触れた事で悪いと思う点のほか、諸役人や村々の庄屋などに至るまで、その善悪を遠慮なく投書せよ
- ③ 私的な恨みをもとに、人を困らせるようなことを投書するな
- ④ 目安箱は毎月二十八日に自身を確かめ、吟味する
- ⑤ 投書は無記名で良い
- ⑥ そのほかに、①③をふまえたうえで、思い付くことは、どんなことでも投書せよ

### 吉宗の目安箱、細川氏の目安箱

目安箱と言えば、八代將軍徳川吉宗が、享保六年（一七二二）に、江戸の幕府評定所前に設けたものがよく知られています。ただ、歴史辞典などの中には、目安箱の始まりが吉宗であるかのように書かれたものもありますが、それは違います。原初がどこまでさかのぼるのかは分かりませんが、領内に目安箱を設置した戦国大名の例（北条氏など）も知られています。また、江戸時代に限ってみても、吉宗の目安箱が最初のものではありません。当地方の例でもそのことは明らかで、江戸時代初期に、

豊前一国と豊後の二郡を治めた細川氏は、元和九年（一六三三）に、一郡に一カ所ずつ目安箱を設置したことが知られています（元和九年九月「覚書」『福岡県史』近世史料編細川小倉藩③）。

### 小倉藩の目安箱

寛永九年（一六三二）に細川氏にかわって、小倉城に入り、豊前六郡（企救・田川・京都・仲津・築城・上毛）を治めた小笠原氏が、いつ頃から目安箱を設けたのかは未詳です。これまで調査した範囲では、寛延四年（宝暦元年・一七五二）に、築城郡本庄村（現築上郡築上町）の寺院に目安箱が掛けられた、というのが最も古い記録です（安武手永大庄屋寛延四年日記九月九日条。また、この頃は、郡単位で一つの目安箱を巡回させていた可能性があります（同前宝暦六年日記七月二十七日条）。

具体的な年代は分かりませんが、小倉藩では、遅くとも寛政年間（一七八九〜一八〇二）頃までには、前領主・細川氏と同じように、各郡一カ所ずつ、計六カ所の目安箱設置場所が定められ、固定化したと考えられます。その六カ所とは次の神社でした（長井手永大庄屋天保六年日記十二月十八日条。上掲【史料】前書きより）

- ・ 企救郡大里村 住吉社
- ・ 田川郡香春町 香春宮
- ・ 京都郡行事村 正八幡宮
- ・ 仲津郡大橋村 正八幡宮
- ・ 築城郡湊村 金富八幡宮

・ 上毛郡四郎丸村 四郎丸社  
神社に目安箱を設置したのは、投書する者に神前での誠実さを求める意図があったのでしょうか。この六つの目安箱は、郡代の管理下にあり、その部下の郡目付が担当して、毎月、小倉に運んで開封されました。

### 小倉祇園社の目安箱

文化二年（一八〇五）一月、小倉城下の祇園社（現八坂神社）に、前記各郡一カ所の目安箱とは別に、新しく目安箱が設置されました。やはり、その目安箱の脇にも投書の要領が掲示されましたが、それによると、祇園社の目安箱は、例外なくすべて、投書に名前と住所を記さなければならず、それが無ければ訴えを取り上げないし、投書は焼き捨てる、というものでした（長井手永大庄屋文化二年日記一月十三日条。無記名で良いとした領内六社設置のものとは全く逆ですが、この違いの理由は不明です。

なお、祇園社の目安箱は毎月二十七日に神社奉行・大目付・普請奉行が立ち会って改め、封をしたまま城内に運ばれました。幕府の目安箱の鍵は將軍が持つていましたが（石井良助「將軍の生活」）、小倉藩の目安箱の鍵を誰が持っていたのか、また藩主が直接訴状を見るようなことがあったのか、今のところ分かっていません。

（川本英紀）